



No. 34

FPコラム

お金のおはなし

Q&A

「消費者トラブルを避けるために 知っておきたいこと」

～知ること、相談すること～

文：星 洋子 さん くりやまライフサポーター応援
ファイナンシャルプランナー (FP)

Q：子どもが新社会人になりました。成人年齢が引き下げになったことでお金のトラブルが心配です。どのようなアドバイスが必要ですか？

A：未成年者は親の同意を得ない契約を取り消すことができます。成人年齢の引き下げで18～19歳はこの対象から外れ、これからはクレジットカードの作成、携帯電話の購入、アパート賃貸契約などを自己の判断で行うことができますが、**社会経験が浅い分注意が必要です。**

クレジットカードの賢い支払方法は、手数料のかからない1回払いか2回払いです。手数料が高く、利用残高が分かりにくいリボ払いは避けましょう。

カード利用後は不正使用されていないか、こまめに利用明細を確認します。「少額の不正使用」は気が付きにくいので、面倒でも請求1件ごとに利用の有無を確かめましょう。

クレジットカードがあれば現金が無くて買い物ができますが、仕組みは後払い、つまり借金です。返済できなくなると今度は返済のための借金(キャッシング)をしがちです。収入の範囲で返済できる使い方が大事です。

「絶対に儲かる」と勧誘されるマルチ商法、異性の勧誘による出会い系商法、高額美容関連契約など、怪しい話には注意です。お試し無

クーリング・オフ制度も覚えておきましょう。通信販売など一部を除いて**一定期間内**(契約後8日以内、マルチ商法などは20日以内)なら、**消費者は一方的に契約を解**

国民生活センター
(kokusen.go.jp)
テーマ別特集

●若者の消費者トラブル



星 洋子 (ほし ようこ)
CFP®、1級FP技能士、1級D
CFP®、認定心理士、住宅ロ
ンアドバイザー。一般企業で10年以
上経理・総務業務に従事しながら、
自身の家計の見直しのためにFPの
資格を取得。ライフプランを提案す
る独立型FPとしてセミナー講師
相談業務などを中心に活躍中。

料のほとんどが定期購入契約になって
いたなど、ネット通販のトラブル
も増えています。

急がせる契約、高額商品やサー
ビスの購入はその場でせずに、必
ず家族や信頼できる大人に相談し
ましょう。

SNSを介したお金の貸し借り
(個人間融資)は絶対にしてはいけ
ません。高額な利息を取る、提供
した個人情報で脅される、保証料
を払ったあとに連絡できなくなる
など必ずトラブルになります。

国民生活センターでは**若者向け
に注意喚起を行っています**が、全
年代が知ってほしい情報です。ぜ
ひ親子で閲覧してください。

国民生活センター
(kokusen.go.jp)
テーマ別特集

●クーリング・オフ



誰に相談したらよいかかわから
ない、業者がクーリング・オフ
に応じないなど、困ったときは
「消費者ホットライン」(ダイヤル
188)を利用しましょう。最寄
りの相談窓口につながります。

除きます。必ず書面で、特定記
録郵便か書留で送ります。

わかりやすく 説明します！

～出前型政策・施策説明会～



町担当職員が直接あなたのもとへ伺います！

【参加者の主な声】

- 「ごみ処理の現状」について
説明を受けたFさん(松風中央まちづくり協議会)
ごみ処理については、さまざまな疑問や理解不足がありましたが、詳細に説明いただいたことで理解を深める機会となりました。
- 「ハサンベツ里山保全活動」について
説明を受けたSさん(栗山町青年団体協議会)
教育に関わる町のこれまでの取り組みを講話と里山のフィールドワークを通じて学ぶことができ、大変貴重な時間となりました。



防災について説明(寺子屋ぶろじゅくと)

説明テーマ例



防災・災害



子育て



健康づくり



ごみ分別

※その他、詳しいテーマなどは、町ホームページをご覧ください。



<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/soshiki/31/634.html>

- 【対象】**
町内に在住または勤務する5人以上で構成する団体など
(趣味サークル、自然関係団体、ボランティア団体、町内会)
- 【派遣日時】**
土・日曜日と祝日および年末年始(12月31日～1月5日)を除く平日の午前9時から午後9時まで(1回あたり原則90分以内)
※土・日曜日などを希望の場合は事前にご相談ください。
- 【派遣場所】**
町内の公共施設・集会場など、申込者が指定する場所
※会場の確保、説明会当日の運営および進行は、申込者に行ってください。
- 【費用負担】**
職員の派遣料および資料代(有償書籍などを除く)は無料
※説明会実施に関わる会場使用料などは申込者負担となります。
- 【派遣できない場合】**
①一般的なルールが守られないおそれがあるとき
②政治や宗教、営利を目的とした集会のとき
③希望日時に職員を派遣できないとき
④申込内容に虚偽があったとき
⑤その他、説明会の目的に反すると認められるとき
- 【申込先・問い合わせ】**
町経営企画課地域政策グループ
☎7502